



佐賀県公報

平成20年
2月20日
(水曜日)
第13020号

目次

告示		(◎印は、県例規集に登載するもの)	
○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(六八・地域福祉課)	一	
○生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定	(六九・〃)	二	
○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(七〇・〃)	三	
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(七一・〃)	三	
○道路の供用開始	(七二・道路課)	四	
○県道の路線認定の一部改正	(七三・〃)	四	
○兵庫東部地区中野吉換地区換地計画	(農地整備課)	五	
○県民だよりの印刷に係る一般競争入札	(用度管財課)	五	
<h2>○ 告示</h2>			
●佐賀県告示第六十八号			
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。			
平成二十年二月二十日	佐賀県知事 古川康		
一一 指定年月日 平成二十年二月一日			
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地			
名 称 株式会社創明プロジェクト			
所在 地 唐津市町田二千百四十番地一			
所在地 唐津市町田二千百四十番地一			
事業所の名称、所在地及びサービスの種類			
名 称 ぽつかぽか・ハートケア武雄			
所在地 武雄市北方町大字大崎二千五番地九			
サービスの種類 訪問介護			
指定年月日 平成二十年一月一日			
申請者の名称及び主たる事務所の所在地			
名 称 株式会社創明プロジェクト			
所在地 唐津市町田二千百四十番地一			
事業所の名称、所在地及びサービスの種類			
名 称 ぽつかぽか・ハートケア虹の丘			
所在地 武雄市北方町大字大崎五千二十五番地五十			

(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ぽつかぽか・ハートケア鳥栖	名 称 株式会社創明プロジェクト	名 称 ぽつかぽか・ハートケア鳥栖	名 称 株式会社創明プロジェクト
所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一	所在地 唐津市町田二千百四十番地一	所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一	所在地 唐津市町田二千百四十番地一
サービスの種類 訪問介護	サービスの種類 通所介護	サービスの種類 通所介護	サービスの種類 訪問介護
指定年月日 平成十九年十二月一日	指定年月日 平成二十年一月一日	指定年月日 平成二十年一月一日	指定年月日 平成二十年一月一日
(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 ぽつかぽか・ハートケア武雄	名 称 株式会社創明プロジェクト	名 称 ぽつかぽか・ハートケア武雄	名 称 株式会社創明プロジェクト
所在地 武雄市北方町大字大崎二千五番地九	所在地 唐津市町田二千五番地九	所在地 武雄市北方町大字大崎二千五番地九	所在地 唐津市町田二千五番地九
サービスの種類 訪問介護	サービスの種類 訪問介護	サービスの種類 訪問介護	サービスの種類 訪問介護
指定年月日 平成二十年一月一日	指定年月日 平成二十年一月一日	指定年月日 平成二十年一月一日	指定年月日 平成二十年一月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地			
名 称 株式会社創明プロジェクト			
所在地 唐津市町田二千百四十番地一			
事業所の名称、所在地及びサービスの種類			
名 称 ぽつかぽか・ハートケア虹の丘			
所在地 武雄市北方町大字大崎五千二十五番地五十			

(一) サービスの種類 通所介護
 (二) 指定年月日 平成二十年二月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家
 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号

●佐賀県告示第六十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

康

五 (一) サービスの種類 通所介護
 (二) 指定年月日 平成二十年二月一日
 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 デイサービスセンター多布施
 所在地 佐賀市多布施二丁目十七番十二号
 サービスの種類 通所介護
 指定年月日 平成二十年二月一日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社中野健康開発センター
 所在地 伊万里市南波多町府招四千百九十二番地五

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 デイサービスほつと

所在地 伊万里市南波多町府招四千百九十二番地五

サービスの種類 通所介護
 指定年月日 平成二十年二月一日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人篠田整形外科
 所在地 武雄市朝日町大字甘久二百六番地三

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 医療法人篠田整形外科

所在地 武雄市朝日町大字甘久二百六番地三

サービスの種類 訪問リハビリテーション
 所在地 武雄市朝日町大字甘久二百六番地三

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 医療法人篠田整形外科

所在地 武雄市朝日町大字甘久二百六番地三

サービスの種類 訪問リハビリテーション
 所在地 武雄市朝日町大字甘久二百六番地三

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 医療法人篠田整形外科

所在地 武雄市朝日町大字甘久二百六番地三

サービスの種類 訪問リハビリテーション
 所在地 武雄市朝日町大字甘久二百六番地三

三 (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 ぽつかばか・ハートケア鳥栖
 所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一
 サービスの種類 介護予防訪問介護
 指定年月日 平成十九年十二月一日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト
 所在地 唐津市町田二千百四十番地一
 サービスの種類 介護予防訪問介護
 指定年月日 平成十九年十二月一日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト
 所在地 唐津市町田二千百四十番地一
 サービスの種類 介護予防訪問介護

名称 ぽつかばか・ハートケア鳥栖
 所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一
 サービスの種類 介護予防通所介護
 指定年月日 平成二十年一月一日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト
 所在地 唐津市町田二千百四十番地一
 サービスの種類 介護予防通所介護
 指定年月日 平成二十年一月一日
 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト
 所在地 唐津市町田二千百四十番地一
 サービスの種類 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

<p>六</p> <p>(一) (二) (三)</p> <p>所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンター多布施 所在地 佐賀市多布施二丁目十七番十二号 サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>指定年月日 平成二十年二月一日</p> <p>申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社中野健康開発センター 所在地 伊万里市南波多町府招四千百九十二番地五 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスほつと</p> <p>所在地 伊万里市南波多町府招四千百九十二番地五 サービスの種類 介護予防通所介護</p>	<p>五</p> <p>(一) (二) (三)</p> <p>所在地 武雄市北方町大崎五千二十五番地五十 サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>指定年月日 平成二十年二月一日</p> <p>申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号</p> <p>事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンター多布施 所在地 佐賀市多布施二丁目十七番十二号 サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>指定年月日 平成二十年二月一日</p> <p>申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社中野健康開発センター 所在地 伊万里市南波多町府招四千百九十二番地五 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスほつと</p>	<p>四</p> <p>(一) (二) (三)</p> <p>所在地 唐津市町田二千百四十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ぱつかばか・ハートケア虹の丘 所在地 唐津市町田二千百四十番地一</p>	<p>名 称 ぱつかばか・ハートケア武雄 所在地 武雄市北方町大字大崎二千五番地九 サービスの種類 介護予防訪問介護</p> <p>指定年月日 平成二十年一月一日</p> <p>申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社ひかり介護サービス 所在地 鹿島市大字納富分千五百十五番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 有限会社ひかり介護サービス 所在地 鹿島市大字納富分千五百十五番地 サービスの種類 介護予防訪問介護</p>
---	---	--	--

●佐賀県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十九年十二月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社創明プロジェクト
- 三 事業所の名称及び所在地
名 称 ぱつかばか・ハートケア鳥栖

所在地 鳥栖市儀徳町二千六百三番地一

○佐賀県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。

平成二十年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

平成二十年二月二十日

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ふくしの家マネージメントサービス
所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号

(一) 廃止年月日 平成二十年一月三十一日
 (二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 セントケア佐賀株式会社
 所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号
 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア佐賀兵庫南
 所在地 佐賀市兵庫南三丁目一番十九号
 廃止年月日 平成十九年八月三十一日

(一) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家
 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号

(二) 事業所の名称及び所在地
 名称 ふくしの家ケアサポートそら
 所在地 佐賀市東佐賀町十六番二号
 廃止年月日 平成十九年八月三十一日

(一) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家
 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号
 事業所の名称及び所在地

名称 介護ショップふくしの家
 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号
 廃止年月日 平成十九年十二月七日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家
 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号

●佐賀県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年二月二十日から平成二十年三月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字藤瀬字中村七八一番一地先から 佐賀市富士町大字藤瀬字本村四三番一地先まで	平成二〇・二・一〇

○佐賀県告示第七十三号

県道の路線認定（昭和三十四年佐賀県告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年二月二十日

佐賀県知事 古川 康

本文中

「錦江線	杵島郡有明村錦江	白石町	
29 大町線	" 大町町		
「白石線	杵島郡白石町	1号	
214 大町線	" 大町町		

改める。

1号
」
に
を

○ 公 取

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）兵庫東部地区中野吉換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成20年4月3日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成20年2月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）兵庫東部地区中野吉換地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間
平成20年2月21日から平成20年3月19日まで

3 縦覧の場所
佐賀市役所

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月20日

取支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 佐々木 邦 晴

- 1 入札に付する事項
- (1) 印刷物名 県民だより（パンフレット）
 - (2) 印刷予定数量 305,000部（1回当たり）、年12回発行

(3) 納入期限 発行日の5日前（土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

(4) 履行期間 契約締結の日から平成21年3月31日まで

(5) 納入場所 佐賀市、鹿島市分は県指定業者に、唐津市及び伊万里市分は市指定の場所に、その他の市町分は各市役所、役場に納入すること。ただし、合併した市町については、各支所（旧役場等）

に納入を依頼する場合がある。

(6) 入札方法 1部当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）で入札すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理又は購入に關する競争入札に參加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 原稿を渡した日から7日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に印刷物を納入できること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手續開始又は民事再生手續開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 開札の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(7) 入札参加届を提出していない者は入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法
上記2(1)の資格のない者は競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所

定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課用度担当

電話0952-25-7194 E-mail : youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書様式の入手先

上記(1)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」(様式は、佐賀県ホームページに掲載)を入札日の前日までに用度管財課に郵送し、(必着)又は持参してください。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、

辞退届を書面で提出してください。

5 入札書の提出場所等

入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札条件書の交付場所及び問い合わせ先 上記3の(1)の部局

(1) 入札条件書の交付方法 平成20年3月10日から平成20年3月31日までの

期間佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記3の(1)の部局で随時交付する。
(土曜日及び日曜日は除く。)

(2) 入札書の提出方法 上記3の(1)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(3) 入札書の提出期限 平成20年3月31日(月曜日)午前11時必着

(4) 開札の日時及び場所 平成20年3月31日(月曜日)午前11時 佐賀県庁

本館1階入札室

(5) 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に3の(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号) 第103条 第3項第2号により免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。
ア 参加する資格のない者
イ 当該入札について不正行為を行った者
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作成した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を

落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に契約の相手方とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い落札決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第一回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は、入札条件書による。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

(9) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成20年度予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased : Correspondence to people living in Saga Prefecture (Pamphlet)
Amount needed : 305,000 copies (per issue), 12 issues per year
- (2) Delivery period : Day of contract to March 31, 2009
- (3) Time limit for tender : 11:00 A.M., 31 March, 2008
- (4) A contact point for the notice : Supplies & Property Custody

Division, Accounting Department, Saga Prefectural Government,
1-1-5 Jonai Saga City Saga Prefecture 840-8570 Japan
TEL0952-25-7194

申購
込読
先料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十
年二月二十
日印刷及び
発行者
佐賀県知事
古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷